

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。  
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

## 平成14年度 第2回総合規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成14年5月15日（水）14：30～16：00

2. 場所：永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室

3. 出席者：

（委員）宮内義彦議長、生田正治、奥谷禮子、神田秀樹、鈴木良男、清家篤、高原慶一郎、村山利栄、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員

（政府）石原規制改革担当大臣、熊代内閣府副大臣

（事務局）〔内閣府〕坂政策統括官、岡本審議官、中城審議官、竹内審議官、磯部審議官、宮川事務室長、長屋事務室次長

4. 議事次第

（1）各ワーキンググループの検討課題について

（2）その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、定刻でございますので、ただいまより平成14年度第2回「総合規制改革会議」を始めさせていただきます。

本日も御多用の中、石原大臣、熊代副大臣の御出席をいただいております。

委員の皆さんの中では、飯田代理、河野、佐々木、八田の皆様方が御欠席でございます。 それでは、議事に入らせていただきます。本日は、各ワーキンググループごとに主査をお願いしております委員の皆様方から、検討課題、論点につきまして御説明をいただきまして、意見を交換させていただきたいと思っております。

お手元の資料1でございますが、これが各ワーキンググループの委員の皆様方の分担でございます。皆様方の御希望をお伺いした上で、このような形にさせていただきました。複数の委員になっていただいている方も多いと思いますが、そういう意味では大変ロードのきついものがございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ワーキンググループの順番に主査から5分ぐらいで御説明いただければと思います。

なお、本日の会議は何が何でも4時に終わるといふことにさせていただきたいと思っております。と言いますのは、新規事業創出ワーキンググループが、この場所で4時から会議をするということになっておりますので、そういう予定にさせていただきたいと思っております。

それでは、まず新規事業創出ワーキンググループからでございます。神田主査からお願い申し上げます。

○神田委員 それでは、御報告させていただきます。どうも御迷惑をお掛けしまして、申し訳ございません。

これまで、当ワーキンググループは、毎週水曜日を定例として2回開きまして、本日も本当は開きたかったんですけども、この本会議にぶつかってしまいましたので、直後に開かせていただくということでございます。

お手元にメモを出させていただきました。これは、これまで2回のワーキンググループの中で、メンバーの委員の皆様方からお出しいただいたもの、その中には割と議論を重ねたものもありますし、そうではなくてとりあえず御指摘いただいたものもでございます。そういった項目です。

更に、ワーキンググループではまだ議論しておりませんが、並行して事務局を中心に各界のヒアリングを精力的に行っていたいておりますので、そういったところから出てきたものを、私の責任で挙げさせていただいたものでございます。

そういう意味で、今から申し上げますうちの項目例は、あくまでこの時点では例示でございまして、ワーキンググループとしてこれを取り上げるということを決めたわけではございません。

お手元のメモにございますように、基本的な考え方は、我が国経済の活性化を目的とし、新規事業の創出、それからその運営を支援するために、大胆な規制改革をしたいということでございます。

総論はそれでいいということかと思いますが、検討項目として今、申し上げましたような意味で御理解いただきたいと思っております。そういう意味では、今後更に項目は挙がってきますし、場合によってはここに挙げているものが落ちていくという可能性もないわけではございません。

分野横断的に取り上げたいというのが、基本的な考え方ですので、特に法務、金融、雇用、教育ですか、そういう言い方はしておりません。それでも、大きく3つぐらいに区分しております、新規事業に限らないかもしれませんが、いわゆるヒト・モノ・カネという3つの部分について支援したいということでもあります。

まずお金が、第1の「資金供給に関する規制改革」。

先に大項目を申し上げますと、モノに当たるんでしょうか「事業の仕組み・運営に関する規制改革」が2番目。

そして、ヒトに関する部分が、3番目として「人材育成・供給等に関する規制改革」ということでございます。

これまで、今、申し上げましたように、ワーキングの議論及びヒアリング等を通じて、挙がっております項目例を簡単に御紹介させていただきます。

まず、第1の資金供給につきましては、第1に「開示規制等に関する規制改革」といたしまして、コーポレートガバナンスの開示規制を緩和できないか。あるいは、いわゆる私募という制度がありますけれども、

これを再検討してその範囲を拡大できないかといったようなことが挙がっております。

第2に「中小企業への融資の際の個人保証等の見直し」ということで、これは考え方としては、要するに、リスクを取る人を支援するという意味で、これは現在の日本の制度なのか慣行なのかはっきりしませんが、中小の場合には失敗すると個人財産を全部を失ってしまうということで、それがひいては最初からリスクを取るという行動に出にくいという、その部分が何とかならないかということでございます。具体的には「差押禁止財産の範囲の拡大等」ということを検討してはどうかということでもあります。

3つ目は、いわゆるベンチャーキャピタルですけれども、今、存在しております法律をもう少し拡大して考えられないかということでもあります。

(2)は、仕組み・運営面ですけれども、第1に事業形態、LLCの検討等。昨年から、当会議では頭出しをしております。

②、③も昨年からやっていることなんですけれども、フランチャイズは非常に重要な分野かと思っておりますけれども、制度を改善するということ。それから、政府調達、これが日本の中小企業の競争力を低めているという御指摘がありまして、去年からやっていることを、今回も取り上げたいと思っております。

次のページは、項目が多数ありますが、これはこれまでワーキングでたまたま順番から、この項目についての議論が多数なされたからであります。これも、去年から雇用の分野、あるいは教育の分野で既にやっていたいただいていることですが、それを新規事業創出という観点から一歩進めて、多少大胆に行きたいというのが気持ちであります。

第1が、裁量労働制度の拡大等、いろんな形での働き方を認めていくということ。

第2について、一定の事業等について、この裁量労働制度等を横断的に拡大するというのも重要ですが、今ある労働法規制の一部をぽかっと適用除外できないかという観点であります。

3つ目は、何か新しい事業をやろうとしますと、伝統的には縦割りの業種というのがありまして、何業、何業、それに当たってしまいますと非常に重い、場合によっては許認可などが掛かってきます。

したがって、ここの部分は新しい事業で、必ずしも従来の縦割りの業種に当てはまるべきでないようなものについて、適用除外等の手法を使って、事業をやりやすくするということはできないかという意味であります。

4番目、民間企業と大学の連携のための規制改革、これは多数具体的な論点がございます。時間の関係で、具体的な項目は省略させていただきますけれども、これもまだ進んでおりませんので、是非やりたいと思っております。

5番目は、どちらかというと人材育成ということですが、小学校レベルでの改革ということが、委員の方々から御指摘を受けております。

6番目も、似たようなと言っては何ですが、インターナショナルスクールの問題、これも言わば

新規事業創出支援という観点から取り上げたいと思っております。

以上でございますけれども、1点だけ全般的な感想を申させていただきますと、この新規事業創出という観点から見たときに、確かにいろいろやるべきこと、あるいはやれることはあるようにも思いますが、他方において規制改革ということで言いますと、官と民という言葉を使わせていただきます。官がやること、やるべきこと、やれることというのは、相当程度過去の規制緩和、あるいは規制改革で実現している部分も多いと思います。例えば、金融分野のビッグバンというのが、そのいい例かと思えます。

したがって、今、日本が元気がないというのは、これは私の個人的な感触ですけれども、どちらかというと民に元気がないということが大きいように思っております、それを元気が出るように官がサポートするのは何ができるかという、なかなか難問だと思います。

表現を変えて申しますと、ここに挙がっている何かを実現したから、突然民が元気が出るというような形での因果関係というか、リンケージがそこに存在しているかどうかという、やや私自身は自信がないところが大きいものもあります。

そうは申しましても、官としてやるべきことがないというわけでは、決してありませんので、そういう意味で今後重点的に効果があるようなものは、大胆にやるということで取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいまのお話につきまして、御質問・御意見等がございました、どうぞ御自由におっしゃっていただきたいと思えます。

○熊代副大臣 大変網羅的に御指摘いただきまして、細かいところで恐縮でございますが、1つは「(1)資金供給に関する規制改革」の「②中小企業への融資の際の個人保証等の見直し」で「差押禁止財産の範囲の拡大等」ということで、大変結構なことだと思うんですが、本人以外の第三者連帯保証、日本のシステムでは余りに形式的に付け過ぎるんじゃないかと、要らないものに付けてしまって、場合によっては大変迷惑が掛かることもあります。

土地担保とか、今は債権の担保だとかやっていますけれども、担保というのがなければ、例えば貸した方が背任になってしまうとか、そういうものの考え方もあるんじゃないかと思えます。その辺も含めまして、是非この辺の融資制度全般の中で、極めて伝統的な考え方、慣行が問題になっているものを御検討いただければ大変ありがたいなという思いがいたします。

もう一つ、(3)の「②新規事業等について一定の労働法規制の適用除外」というのがございますが、これは大切なことだと思いますけれども、あと労働法規制と言えるかどうか、その外ではないかと思えますが、健康保険とか厚生年金の適用、これが重いんですね。非常に重荷になりまして、私、社会保障分野から来ましたので言うのもおかしいんですが、法人格を取れば何人であっても必ず健保、厚生年金を適用しなければならぬと。法人格がなければ、5人未満だったら任意適用なんです、法人格があるなしに

関わらず、例えばの話でありますけれども、10人以下だったら任意適用というふうになれば、ベンチャー企業だって大変やりやすいんじゃないかということで、労働法規制等ぐらいにしまして、是非その辺も御検討いただければ大変ありがたいと思います。

○神田委員 いずれも非常に貴重な御指摘でして、前の方はおっしゃるように、1つには何か従来の日本の考え方を覚えてもらわないと、お金を貸すときの考え方が、その事業の将来性に対してお金を貸すということであってほしいわけですが、そういうふうにパラダイムが転換しませんので、制度としてどこまで規制改革の切り口からできるかという問題はありますけれども、全く同じ問題意識をワーキンググループでも共有しております。

第2点も、それに似た御指摘がワーキンググループで出ておりますので、非常に貴重な御指摘ですので、いずれも前向きに取り上げさせていただきたいと思います。

○宮内議長 今回の関連でございますけれども、例えば銀行法なんかを変えないといけないということになるのでしょうか。例えば、担保を取らないで融資すると不正融資という言い方になりますね。そこまではいかないんですか。

○神田委員 法律レベルでは、そこまでは勿論行かないわけですが、当然銀行監督という観点から、現在の監督官庁が例えば担保を取りなさいとか、言わば間接的に担保を取ることを奨励しているという面があることは否定できません。ですから、その部分をどう整理するかということなんですけれども、これはなかなか難しい問題もあって、単に事業の将来性だけでお金を貸すということであれば、本来は金利が高くなって、高い金利を貸せば済むことのように理論的には思えるわけですが、そういう銀行は一つもなく、戦後有名なUターン原則というのが存在しているのは、何かものを、昔は土地なんですけれども、とにかく土地を担保に取りなさい、社長を保証人にとって、今、副大臣がおっしゃったとおり、関係者全部連帯保証人、無限責任というのが確立した日本の慣行になってきたんです。

しかし、その背後には、当然のことですが、監督官庁もそういうことを、直接、間接に奨励してきた、これは銀行の健全性という観点からですね。ですから、それぞれ理由はあることなんですけれども、今、規制改革という切り口からこれを見ますと、それがやはり日本の新規事業を阻害していることだと思いますので、そのパラダイムを変えたい、変えるためにはどうしたらいいかという観点からの検討になると思います。

これは銀行法という、法律そのものの改正の問題ではありませんけれども、銀行法の下での、これは規制と呼んでいいのかどうか、その辺はまだ詰めておりませんが、場合によっては規制改革というところで切れるもの、それから純粹に民の慣行の問題、慣習の問題もあると思いますので、その辺の切り分けを今後していきたいと思っております。○坂政策統括官 今おっしゃった、規制かどうかというのは、むしろ規制をするということの意味で規制なんだと思いますが、今、この紙にも差押禁止財産というふう

に出ています、禁止するという事は規制そのものですから、規制を新たにするという意味の規制ということになるのかもしれませんが。それはそれで、全然この会議のマンデートの中に当然入っているわけで、そういう意味でこの話は割合規制という話になりやすいのかなという気がします。

○神田委員 例えば、今おっしゃった趣旨を言うと、銀行か何かどういうふうに定義をするかはともかくとして、貸し出しをするに当たって、個人保証を取ってはならないという規制を、法律上設けるということもあり得るということですか。

○坂政策統括官 理論的には。

○神田委員 わかりました。

○奥谷委員 この資金供給に関する規制改革で、一時エンゼル税制とか出てきましたね。立ち消えになったみたいな感じなんですけれども、こういった投資家に対して、投資して損した部分を免税するとかいうようなところは、今回は別ですか。

○神田委員 税は別ということはありませんで、既にワーキングでも、奥谷委員を含めて御指摘いただいていますので、非常に重要な問題だと把握しております。

今日、紙の上に出しておりませんのは、やや形式論かもしれませんが、税については同じ政府の中に政府税調というのがありますので、主としてそちらで審議すべきことであって、私どもは規制改革という観点からは、当然聖域がないというか、税について積極的な発言・提言はしたいと思っております。

その意味で、今日紙には書いておりませんが、今おっしゃった点は非常に重要な点で、それを含めて最終的に6月の中では是非言及したいというのが、私の個人的な感触です。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、次に官製市場見直しワーキンググループという、大変難しい名前ですが、これは鈴木主査からお願いいたします。

○鈴木委員 ペーパーに沿って御説明します。私どものワーキンググループは、昨日も行いましたけれども、火曜日に定例的に行って、なお必要な都度随時やっていくということにしております。既に2回を経過しております。

論点といたしましては、ここにありますように、1つは「市場参入制約分野の見直し」ということで「運営形態の拡大」、つまり株式会社の参入許容という問題でございまして、医療、福祉、教育、農業の分野、勿論福祉だとか農業については、部分的に参入が認められているものが既にありますけれども、そういうものも含めて医療法人、教育法人というのは、初めての試みではないかというふうに考えておりますが、そういう問題をやっていきたいと考えて思っております。

次のは技術的な問題ですから、どちらでもいいんですけれども、参入の許容をするときに、どういう法的な構成にするのかということも併せて考えていこうと。と言いますのは、大分誤解があって、商法しか

記述するものがなくて、資本金1,000万で会社をつくったらもう医療はできるという、とんでもない誤解をしているのがありますし、教育の方もそんなようなことをいっておりますので、どういう法的なコンストラクションをするのかということが、一つの問題になろうかと思えます。

2は、さらば従来の医療法人であっても、その経営方式というものをもう少し多様化することはできないのかという問題も併せて考えていく。それをやっていくんだったら、何も株式会社になればいいじゃないかということになるわけですけども、そういう問題を考えていきたいというふうに思っております。

と同時に、我々の考え方というのは、八百屋の株式会社をつくらうと思っているわけではないので、要するに、近代的な、上場してやっていかれるような、そういうような規模の医療機関なり教育機関なり、その他のものが株式会社経営のメリットというものを十分に発揮していくことを念頭に置いておるわけですから、その目的に沿うようなものを考えていかないと、いわゆる配当したいがための株式会社というのを、診療所をつくってやっていくということになると、これまたいささか問題があろうかと、そこら辺が処理の仕方の一番のポイントだというふうに思っております。

分野は、そのほかにも幾つもあると思えますけれども、当面この4つに区切りたいと思っております。

第2番目の官民の役割分担の再構築でございますけれども、95年の行政改革委員会が、官民の役割分担の基準というのをつくったわけですが、これの問題も参考にしながら、いわゆる官民の役割分担という一つの基準理念というものを明確にしていきたいと思えます。行政改革委員会の基準は、非常によくできているんですけども、1つ問題なのはイグザンプルがないということで、それがインパクトを欠いておるし、余り使われないということになってくる原因ですので、その原因も含めてイグザンプルというのをやっておけば、それがやがて問題になっていくと、そして改革に結び付くということも念頭に入れてやっていきたいと思えます。

官の効率化の問題といたしまして、今の行政の事務というものを、官民の役割分担のところでもあれするわけですけども、要するに、基本は民でできることは民にというのが大原則であるわけですから、いろいろな官でやっておる行政の事務、事業、サービス、建設を含め、そういうものについてできるだけ民間に移していく、その手法としては民営化という手法があるし、PFIあるいは最近あれしておるPPPというような民間委託だとか、あるいは自主的に自分で民間がつくってオペレートするとか、こういうやり口がいろいろ方法論としてはあるわけでございます。

そこでテーマといたしましては、いろいろな行政事務・事業、例えば上水道の設置・管理、下水道の管理、アメリカ辺りでは刑務所の管理のようなものも民に委ねられているのがあると思えますが、そういうもろもろの幾つかの官がやっているものに対して、それが第1番目に民間化ができないのか、民営化できないとしても、PFI的な手法は取れないのか、業務委託を中心としてアウトソーシングするPPP的なものはできないのか、こういう視点でやっていきます。ただ、これ数は極めて多いので、その全部につい

てこれを取り上げて合意にまで至るとするのは難しいと思いますから、幾つかのティピカルなイグザンプルというのを取り出して、そしてそれを結論づけることが得られたらなと思っております。

しかし、そのほかのものは、そういうものの結論をベースにして、例えばマトリックスを書いておいて、こここのところにあなたのこの事業は入りますねというところで、イグザンプルの中に放り込んでやるということも、できればそこまでに進めていきたいというふうに考えております。

「地方公営企業体への民間参入拡大」という問題もテーマとして考えてみたいと思っております。

更に事業拡大に向けて、今、公物と称するもの、いわゆる行政財産というものの管理については、道路法だとか水道法その他でかなり厳しい民間の私権設定の制限というものが変せられておるケースがあります。

地方自治法では、公の施設の民間への管理委託を制限するというような問題がありますから、こういうようなものをどう見直すか、撤廃するなり、あるいは緩和するなりということがテーマになろうかと考えております。

ですから、こここのところではどれだけのテーマを拾ってやれるのかということと、もしやれないとしても、マトリックスの中に入れて、あなたはどちらに行くんですか、民営化ですか、PFIですか、PPPですかと、こういうアウトプットというのをイメージしております。

市場上における競争条件の均一化という問題でありまして、公的機関と民間企業とが、同一市場で供給者として併存している場合には、競争条件をイコールフットィングにしないといけないわけでありまして、そのための問題を洗い出してみたいと思います。

まず、不均衡な競争条件を洗い出して、その是正措置ということを提言するということになろうかと思えます。

この関係で1つ問題になるのは、不均衡な競争条件の中の最たるものが補助金であるわけでありまして、その補助金に対して、特に教育だとか福祉の分野については憲法が、慈善・博愛事業、公金だとか公の施設を使わせてはならないと、公に利用に供してはいけないという、意味不明な規定があるわけでありまして、特に慈善・博愛というのが福祉の問題に直結しているということでありまして、現在の福祉、特養老、あるいはケアハウスとか保育所というものが福祉となるわけですが、それが慈善・博愛かという議論があろうかと思えますけれども、この憲法問題が歴史的に立ちふさがっておるということですので、その解釈というものをもう少しはっきりしないといけないが、なぜそもそもこんなものが憲法に入ったのか自体がまだよくわからないと、みんなその憲法をうのみにして、法政局は最も頑固にあればおと。判例だとか学説というのは、非常に緩く解釈しておるというようなところもありまして、政府としての一一致を見るためには、法制局見解というのをもう少しはっきりさせて、と言うよりもはっきりし過ぎているのを、判例・学説並みにしていくというようなことをしないと、イコールフットィングはできないという側面があるということですのでございまして、株式会社化に当たってもこの問題というのは、避けて通れな



い問題なので、そういう問題も検証してみたいと思います。

最後は「利用者選択の拡大」でございまして、いわゆるバウチャーシステムというものを導入することができるかできないか、できるとしたら何に、どういうふうに適用するのかという問題で、当面福祉だとか教育分野を念頭に置きまして、諸外国ではそのほかの分野にもバウチャーをやっておりますけれども、そういうものについてのバウチャーシステムというものの導入の可否及び行うとした場合のやり方ということについて検討してみたいと思います。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、御意見・御質問をどうぞ。

私から質問させていただきたいんですけども、今の内閣法制局の解釈というのを変えるのは、だれが変えるんでしょうか。

○鈴木委員 だれが変えるんですか、我々が変えろと言ったら、内閣法制局も内閣の一員なんだから変えるんじゃないですか。

○八代委員 私もあれですけども、それは基本的に新しい法律をつくれば、当然ながら明文法の方がそういう解釈より強いから済むことだと思いますが、ただ今の点について後でお話しようと思ったんですが、既に社会福祉法というのが2000年にできたんですね。介護保険ができるときと同時に、あの社会福祉法は厚生労働省が勿論つくったわけですけども、対等な契約ということを行っているわけなんです。つまり利用者と事業者の間で。対等な契約というのは、慈善・博愛とは全く正反対のものであって、そういう意味では対等な契約である社会福祉法に基づいて、介護施設もコントロールされているわけですから、そこで事実上89条の解釈は変わっていると思うので、内閣法制局がうるさく言っているというのは、その以前の問題ではないかなと思います。

私も判例を少し読みましたけれども、基本的に判例が言っていることは、きちとした法律があれば、そちらが優先されるんで、憲法89条が言っているのは、いいかぜんに慈善・博愛事業に政府が金を出して、それをコントロールしてはいけないという趣旨だということですので、単に変えろと言って変えるわけではないんですが、そういうきちとした法律ではなくても、通達でもいいと思うんですが各省に、何らかの形で従来の内閣法制局の見解をやや変えるようなものが出れば、この問題はクリアーできるんじゃないかと思いますが、むしろ坂さんの方が御存じだと思います。

○竹内審議官 形の問題から申しますと、内閣法制局見解というのが公式に出された場合は、それを変えるのはやはり内閣法制局ということになりますし、逆に言うと当然憲法問題についての最終的な判断は、最高裁の判決があれば、立法問題についての違憲の審査権もあるわけでございます、そこになると思います。

今、八代先生がおっしゃいましたように、従来福祉について非常に限定的に内閣法制局、あるいは厚生

労働省が憲法89条ということを利用して、限定的に解釈しておいた事実がございます。福祉法の改正等で、その解釈についてかなり幅が出てきているのではないかと思います。現時点でも、福祉でなお非常に厳しく言われておりますのは、いわゆる特別養護老人ホームのみになっておりまして、ほかのものについてはかなり穴が開いておりますので、憲法問題というのを昨年八代先生にやっていただいたときも、厚労省はそれを盾にいろいろな補助金の執行ができないということを申しておるわけでございますけれども、従来の解釈をかなり広めを取ってきているという事実もあろうかと思いますので、憲法問題に関連しながらも、解釈の幅の広がりということのできるかもしれません。

ただし、あと教育問題については、昨年余り議論がされておられませんし、割と福祉の場合は、慈善・博愛という解釈でできる部分があるかと思いますが、教育はもろに教育と書いてございまして、したがって教育の場合、いわゆる施設補助を直接株式会社を導入したとして、そういう株式会社に補助金が出せるか、憲法の89条に照らしてどうかということは、もう少し議論してみないと、今までのところは余りはっきりしておりません。

なお、89条におきましては、八代先生が御指摘されましたように、過去の高裁の判決、あるいは学説等では何らかの形の公の支配というのは、従来よりはもう少し緩い形でも、例えば個別の事業法なりがあればいいとか、あるいはもう少し実際の行政の指導の形でも、そういうものも公の支配ということで読めるんじゃないかということが出ているのは事実でございますが、どちらかと言いますと政府の見解の方は確かに憲法ができた当初ぐらいの昭和30年以前見解が中心でございますので、そういう意味では時代が大分変わってきている中で、同じような見解が踏襲されるかどうかはわかりません。

○坂政策統括官 今回の説明は正しいんですけども、ややプロチックでわかりにくかったと思いますが、具体的に言いますと私の理解では、憲法89条で慈善・博愛とか、福祉・教育とかというものについては、国がお金を出してはならぬというふうになっているんですが、それをクリアーするために、実際には例えば私学には私学助成費というものをを出していますし、社会福祉法人にはいっぱい補助金を出しているわけです。

そのあれは、社会福祉法人とか学校法人とかというのは、何らかの形で公の支配に属しているんだという理屈づけになっているわけです。だから、逆に言うと株式会社だとそうはいかないからだめだという理屈になっているわけで、結局はその問題に帰着します。89条問題というのは、結局はそういうことになるといふことだと思います。

○森委員 その点がまさに問題なんで、公の支配に属していればいいということをもって民営化を防いでいると言いますか、あるいは自由化を妨げているわけなんで、何とかこのところをはっきりしていただきたい。ここが規制の根本的な根拠になっているというふうに思われます。

○鈴木委員 おっしゃるとおりだと思います。我々は株式会社という形態を認めればいんであって、

株式会社がやるときにある公の支配という形を取れば、それは何も問題がないんであって、それはその仕組みをつくれればいいということで、ですから福祉の問題については、むしろ特養老というものに民間参入を認めるという問題の方がポイントになっていくという問題認識をしております。

ただし、この公の支配云々というのが、いわゆるBOT、ビルト、オペレート、トランスファーという、そういうような仕組みというものが、実はBTO、つまりビルトして、トランスファーして、そこで公の支配に伏させておいて、そして最後はオペレートするという、非常に曲がった形でいろいろなことが行われておる。これは、事務事業の民間移換のところでも、BTO的な形でやるんだったら、何も物をつくっておいて、そしてオペレーションだけをやればいいじゃないかと、わざわざそれをプライベート・ファイナンス・イニシアチブだとかということもないんじゃないかと、そういうような問題もあって、ここら辺のところには基本のものの考え方があるという感じがいたしますので、そういう視点でながめてみたいということをお願いしておるわけです。

○宮内議長 どうぞ。

○熊代副大臣 3ページのところですけれども「医療法人等における債券発行」と書いてありますが、(1)の方で株式会社化で、(2)の方は次善の策で云々ということだったと思いますけれども、農業生産法人に農業の方は株式会社形態を許容したわけですね。農業者が過半数いるということで、株式会社形態を許容したので、医療法人も今は特定医療法人と普通の医療法人がありますけれども、医療関係者が過半数で、株式会社形態の医療法人というのがあり得るんじゃないかというような気もするんですが、債券発行のところを有価証券発行とか、その有価証券はどうでもいいんですが、株式会社形態の医療法人というか、農業生産法人の形態の御検討もしていただければ大変ありがたいと思います。

○鈴木委員 わかりました。この債券というのは、いわゆる株式会社における社債の意味で書いたわけでございまして、そういうようなものも考えたい。

ということは、株式会社をもろに、何の制限もなくやって、八百屋の診療所の株式会社をつくるのかということ、これは考慮を要する問題だと思いますので、要するに、配当自由という形になって流出すると、これはやはり抵抗があると思います。一種の税金だとか、保険掛金ですから、これは税的な政策を持っているものですから、それが家内工業的なものを使って流出すると言ったたら、ちょっと批判に耐えられないので、ですから私が考えられるのは、近代的な上場可能な企業というようなものに対して株式会社を認めて、その代わりディスクロージャーと第三者監査、これは今、証券取引法でやられていますから、そういうようなものに限定していくイメージがあるのかなというふうに考えておまして、それは1つの私案ですが、そういう目で見えていくと、そうすると残った人たちにももう少し医療法人にもできることはやってあげたらいいじゃないかというイメージでこのところは書いておるんですけれども、まだ議論は関係者とやっておりますので、これからいろいろなエリアが出てこようかというふうに思っております。

ます。

○熊代副大臣 医療法人形態の小さいものも恐らく含まれるでしょうけれどもね。

○鈴木委員 そうすると、全部が全部こぞって株式会社になってしまうと言いまして、今までは配当前で給料で落としているんですけども、今度配当の形を取っていくと、医師会とか厚生労働省は流出を極度にいやがるわけです。それは、ある意味はあると思うんです。要するに、もともとの原資というのが保険の金ですから、その保険の金が余ったからということで、本当に流出していったのかという議論は、それはそれなりに一つのあれがあるから、そこをクリアーしてあげないと彼らの納得は得られないと思うんです。

○熊代副大臣 例えば、3%以上の配当は認めないとか、株式の売買は執行権のある人たちの承認を得るとか、いろいろと制限を付けるんでしょうね。

○鈴木委員 なるだけ付けたくないが、そういう納得性のある株式会社をつくらないと。○熊代副大臣 それは1の方で、上場可能なものと。ですから、2の方で。

○鈴木委員 今までの医療法人も配当禁止の中におるけれども、しかし例えばこういう行為はやっていいだろうということ。

○熊代副大臣 御検討もしていただいて、それがOKという結論が出るかどうかは別としましてね。

○鈴木委員 例えば、間接金融一本やりでやらされておるのに対して、そういうところが社債みたいなものを発行できるとは思いませんけれども、債券を発行してもいいじゃないかというようなアプローチです。そういうことをイメージしております。

○熊代副大臣 御指摘のことはわかるんですが、希望としましては、プラスαの検討項目も入れて、検討だけしていただければありがたいということでもあります。

○鈴木委員 わかりました。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、次に参ります。次は、ビジネス・生活インフラ整備ワーキンググループでございます。八田さんが主査でございますけれども、御欠席でございますので、今日は鈴木、森、お二人の委員から御説明をいただきたいと思います。

それでは、鈴木さんからお願いします。

○鈴木委員 八田先生は講義だそうですから、私が説明させていただきます。

まず「公益事業」につきましては、市場開放による競争の促進ということで、新規参入を促進するための規制改革ということ、そのためには参入規制というものの見直しと、参入ができやすくするための非対象規制というのは、ある程度設けた方が参入ができやすいわけです。今の郵便みたいに、もう全くイコールフットイングというようなことを言ったら、参入できるわけがないから、クロネコヤマトに断られる

わけです。

既存事業者間を含めた競争を促進するための環境整備。こういう問題についてタッチしてみたいと思います。

次に、エッセンシャルファシリティ、一番考えられるのは、情報通信と電力、その他もあるかも知りませんが、それがティピカルな問題かと思えます。

これについては2つの議論があって、1つは構造分離をすると、つまりレイヤー分離という言葉でも言っておりますけれども、ファシリティを持つ人と、その上でサービスを送るものとを分けてしまうという考え方と、そうはしなくて、ファイアウォールをきちっとして、ファシリティを使う人に対して、その中で例えば電気を送り、情報を送る人たちというのが、そのファシリティの使用において完全なイコールの立場にあればいいではないかという議論があると思えます。この議論を考えてみたいと思います。

エッセンシャルファシリティの利用という問題についても考えてみたいということでございます。

ここで重要なのは、こういう形になってきますと、電力でも情報通信でも、現にそうですし、いろいろな紛争があるわけです、お互い様の間で。公正に使わせなかったとか、そういうようなことです。そのために、公正競争のガイドラインだとか、紛争処理手続というのは、既に情報通信では郵政省もつくっておりますけれども、そういうようなものです。電力についても、去年の答申でつくれと言ってありますけれども、そういうものについての問題を考えていきたいというふうに考えております。

その専門的な第三者機関というのを、一体どこに置くのかということについて、そろそろ結論が要るといことでありまして、そういう問題を議論してみたいと思います。

更に、これは去年の電力のときもそうでしたけれども、公取と専門的な第三者機関の両方がある、お互い競争監視というものについて切磋琢磨して競争しなさいということを使ったわけですが、そういう意味合いでの公取と第三者機関という関係ということを議論してみたい。これが公益事業についての問題でございます。

「司法制度改革」につきましては、行政改革委員会以来6年間にわたって毎年3か年計画の中で繰り返し言ってきたのは、法曹の量の拡大ということでありまして、当面1,500人ということを6年間繰り返してきたんですけれども、これはやっとな実現することになったわけです。

しかし、司法制度改革審議会の答申に基づいて、たしか10年先ぐらまでに3,000人までにするというところは、一応アウトラインは決まっておりますけれども、それをどういうタイムスケジュールでやるのかということと、3,000人が打ち止めではないということ、司法制度改革審議会の答申も言っておりますが、その後に対してどういうビジョンを持つのかと、もしフランス並みというんだったら、3,000人だけで蓄積していくと、約五万程度の人間にしかならない、フランス並みだと言うんだったら、九万数千人が必要になってくるということでもありますから、その問題を一体どういうふうに考えておるのかというこ

とについて、同居しておる司改審の事務作業が進行しておりますので、このところは間違いないようにいくことを期待しておりますけれども、何かもう打ち止めだというような雰囲気のことでも聞こえてまいりますので、そこら辺をチェックして、規制改革推進3か年計画の推進に沿ったものになっていくようにしていただきたいというのが、第1のテーマです。

弁護士に認められている法律業務の独占の在り方ということに対して、とにかくサムライ業の間の壁というのは取るに越したことはないわけですが、1つの例としては弁理士というものは単独で法廷代理ができるという精神で、我々は行政改革委員会時代に提案したんですけれども、つまり弁理士に法廷代理権を認めろと言って、ところがこれが弁護士と一緒になければというふうに変容してしまったわけです。これは意味は全然違うわけです。勿論弁護士と任意に顧客との間で一緒にやるのは構いません。構いませんし、また現実に最初のうちはそうされるでしょうけれども、それを最初から弁護士と一緒にしておいてという、中途半端な弁理士をつくったってしょうがないわけです。この問題について、どういうふうを考えておるのか、これは私に言わせると、明らかに3か年計画の推進を曲げておるということであって、その問題についての司改審の議論は一緒だというふうにしていますから、それをどういうふうに進捗していくのかは、新たな提案を我々はするのかしないのか、そういう問題であります。

あとは紛争処理の迅速云々の手続の在り方の問題であります。

以上です。

○宮内議長 森さん、お願いします。

○森委員 「都心高度化」についてですけれども、これに関連しまして、今度の議会で都市再生特別措置法、都市開発法の一部改正、まだですけれども建築基準法の集団規制の改正が行われつつありまして、大きく前進しているわけなんです、残っております問題としまして、まだ超高層の建物について、初期の段階にいろいろな規制が重層的に掛かったり、相互に多少矛盾するような規制が残っていたり、あるいは根拠があいまいなものがあるということがございます。

超高層建築というのは、大規模であって、かつ複合的であって、かつ大きな敷地を要するという、いろんな要素がありまして、これをどんどん弾力的にスピードアップして進めていくために、もろもろの障害を克服しなければならぬという問題もございます。

前者は、例えば消防法関連の改定が残っておりますり、あるいは航空法上の規制、高さの制限、あるいは障害灯等の過度の設置要求とかがございます。そういうものを合理化していくということ。

それから、大規模敷地化をするための障害になります、道路の認定手続とか廃止手続等が、非常に複雑、あるいはリジットでありますので、この辺の改正。

ここには書いてございませんけれども、公園法とか、墓地の設置法とか、それが絶対的で動かせないかのような存在として障害になりますので、この辺もです。

護岸、河川敷、その他川の位置との再調整とか、そういうようなことも弾力的にやれるように、もろもろの制度、あるいは法規を改正していきたいということが趣旨でございます。

あと村山さんからお話いただいた方がいいのかもしれませんが、不動産の流動化に関する環境整備で、不動産会計処理ルール確立、不動産の評価・鑑定なんかの問題、あるいは公示価格制度の問題、そういったものもこの際考えていくべきだろうというようなことでございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それで、ただいまの点につきまして、御質問・御意見を願います。

○熊代副大臣 たびたびで申し訳ございませんが、司法制度改革をここに取り入れていただきまして、ありがとうございます。これまでの経緯もいろいろ御説明いただいたんですけども、私が司法制度改革でどうしても納得できないのは、何でこの制度だけ合格する人間の数が決まるんだろうというのが全く納得できなんです。資格制度ですから、例えば80点、90点でも取れば、みんな合格すると。大体資格制度というのは、みんなそうなっているんですけども、司法試験だけがそうなっているんですね。司法研修所がありまして、司法修習制度があるから、しっぽが犬を振るようなことになっている面もあると思うんですけども、それは基本的に規制改革の観点からするおかしいんじゃないかという気がいたします。ですから、それは1,500人よりは3,000人がいいし、3,000人よりはもっと多い方がいいわけですけども、基本的には合格者の数をあらかじめ決めていくというのが、極めておかしいんじゃないかという気がいたしますので、それも併せて御検討いただければと思います。

あと弁護士法に、弁護士会に公的な役割を負わしていると、これも規制改革の観点からすると、極めておかしいことなんではないかという気もいたしますが、その辺も併せて御検討いただけるのかどうか教えていただきたいと思います。

○鈴木委員 おっしゃるとおり、資格制度というのはすべてが資格であって、数を制限するというのは本来間違っているわけですけども、しかしあらゆる士業において事実上資格がある。数の制限がある。特に弁護士の場合には、司法研修所の容量というのが数を決めてきたという長い長い歴史がありまして、これが諸外国の何十分の一という、極めてプアーな法曹人口という問題を引き起こしているわけです。ですから、今回はそれを増やすために、プロセス教育という考え方を出して、そしてロースクールというのをつくって、そのロースクールを出たものは、これは大体7～8割方合格させるというような観点でやっておるわけですけども、それ自身をつくるのは一向に構わないと思います。

さっきは省略しましたが、非常に重要なことは、何も法学部で4年やって、更にロースクールで2年ないし3年やって、更に司法研修所、恐らく1年ないし半年に縮めるでしょうけれども、そういう三重の教育をやる必要がどこにあるんだと。それよりももっと早く社会でOJTでやるのが本来ではないかということから、バイパスルートをつくるというのは必須の問題だと思うんです。そうではないと、若

い人ですぐにでもできる人、ビジネスマンで法律の実務をやっていてできる人たちが、わざわざロースクールに行かなければいけないという、誠にナンセンスなシステムになる。

司改審答申は、そのバイパスルートを認めています、どうやら今の作業の進行状況は、なるべく認めたくないという圧力がかなり強く働いておりますから、ここら辺の問題も取り上げて、本来資格制度というのはその資格がありさえすれば、だれでも通れる。そのロースクールというのを通るのも一つの道だと、それから直接受けてもいいんだということで、そこのところはきちっとしているのか。要するに、新たなロースクール出身者という、特別枠というのか、そのロースクールの容量で決まりますから、需給制限があるわけですから、そういう仕組みを新たにつくろうとしているだけじゃないかというのが、私どもの一番の関心事でございます。

弁護士法は、まるで何もかも弁護士の独占にしておって、誠に矛盾に満ちているんだけど、ただし本法に特別の定めがある場合は、この限りにあらずと書いてあるけれども、それは弁護士法に弁護士以外のものがやってもいいということが、どこかに書いてあれば話はわかるんですけども、それは何も書いてなくて、弁護士が全部独占だと勝手に言っておるから憲法みたいなもんなんです。それが今まで邪魔しておったわけで、本来他の法律が、例えば弁理士法が弁理士はこういうことができる書いてしまえば、弁護士法と弁理士法は全く同じ立場なんだからいいわけなんですけれども、そこは何となくはばかってきたというのが実態でございまして、そこの中で強烈な弁護士独占が出てきたので、それを崩そうということで司法書士、弁理士というのを入れたとか、あるいは税理士というものをやったんです。税理士は、法廷代理権は与えませんけれどもね。

それを、また今度ないがしろにして弁護士にするというのは、これは結果的に言うと弁理士会が、ありがとうございます、それで結構ですと言ったというのが、1つのあれとしてあるんですけども、今の弁理士がすぐにやれるわけがないわけです。わけはないから、今の弁理士は法廷代理権を持っても、顧客は弁護士と一緒にやるでしょう。また、できる人がおったらその人はそれでやったらいいと。しかしそういふうにして弁理士が1人でやれるようにしていかなければ、いつまで経っても弁理士が独り立ちしないわけですから、そういう意味合いで弁護士と一緒にくっつけて、共同でやらないと訴訟はできないというのは、まことに趣旨を履き違えているのは甚だしいということで、そういうのは取っておくということにしないと、精神に反するという問題をやっていって、いわゆる強烈な弁護士独占、しかも弁護士は医師と違って必ずしも供給義務を果たしてませんから、独占はするけれども供給はしないと、それで司法書士が出てくるという社会現象を起こしていますから、ここら辺に強い反省を求めていかないといけない。司改審の答申は道半ばだと思っておりますので、そこら辺をテーマとして、我々の3か年計画はそういうことを言っておりますから、しかも6年間不履行でやられてきたわけですから、もう一回取り上げていきたいという趣旨です。



○熊代副大臣 もう一つだけ、司法修習制度と司法研修所を廃止することが、一番規制改革の観点からいいんじゃないかと思うんです。

今は1年半ですけれども、トレーニングに2年、命に関わるものは別としまして、月給を払ってトレーニングしている制度も極めて珍しいですね。それがあからよくなかったんで、それを廃止するということも含めての話でございまして、そういう定員を裁判官に使ってもらえば、よほどの規制改革になりますので、それも含めて資格制度は資格制度という観点の御検討も是非お願いできればと思います。

○鈴木委員 恐らく1年になるでしょう。10年ほど前も1年という議論は出たわけですけども、1年ないし半年ぐらいにするけれども、そんなものを持ったって司法研究所では意味ないわけですね。ですから、修習研修所何期卒の、昔の力士みたいな関係を持って、旧制高校みたいなもんですね。というようなもので運営されてきているけれども、これはもはや大きくなった場合にはナンセンスですから、これは私見ですけども、司法研修というのは本来要らないというふうに思っていますけれども、なるべく早く社会人として動けるようにするというのが本来の目的なので、考えていきたいと思います。

そこで深く勉強しいというコースをつくったっていいと、しかしそんなことをしなくても力のある人は、どんどんさせればいいじゃないかというのが本来です。

そして目的は、とにかくある一定のところまでは、国家の意思によって数は増やしてしまうと、その数が9万人だということ、今のままだと5万人で打ち止めだと、これがいいのかと、この問題を提起したいということでございます。

○森委員 熊代先生の意見に賛成ですが、世の中は資格試験にすると増え過ぎて困るんじゃないかというふうに関心過剰な方がいるんですけども、増え過ぎて困るということは別にないと思っていますし、現に今度の定員を倍にし、更に2割増やすということにしたら、受験生の方は倍になっているという社会的な需要がある。それに対してどんどん希望する人が出てきて、資格試験を受ける、取る、結構なことで、全員が必ずしも弁護士にならなくても、資格を持ってほかの仕事をすればいいことですから、この辺を柔軟に考えるべきだということと、司法研修所の定員が邪魔になるなら置いておいて、法廷弁護士としてやりたい人は、そこへ行って勉強して資格を取るというふうな制度にしてはどうかと、私がかねがね考えておりますことを申し上げます。

○宮内議長 ありがとうございます。4時にはなかなか終わりそうもございません。ちょっと急ぎます。

それでは、次のワーキンググループです。事後チェックルール整備ワーキンググループ、清家主査から御説明をお願いいたします。

○清家委員 事後チェックルール整備ワーキンググループは、5月9日に最初のワーキンググループを開きまして、その後このメモ等を巡ってメール等で議論をしているところでありますが、最初のキックオフの考え方を少しお話ししたいと思います。

この事後チェックの目的ですけれども、これはそもそも規制改革の基本理念というのが、事前規制から事後チェック、すなわち事後の監視・監督に規制の在り方を変えていくという基本的な理念に基づいておりますので、そういう意味でこれまで特にこの規制改革会議が発足して以来、これまでは比較的この事前規制の緩和の問題はかなり議論してきたわけですが、この事後チェックについては表裏一体であるにもかかわらず、必ずしも十分には議論されてきていないということで、それをこのワーキンググループで議論しましょうということが我々のミッションだと思っております。

事後チェックを重視することの意味ですけれども、大こく分けると2つぐらいあるかと思えます。

1つは、去年いろいろ皆さん方、私の場合ですと厚生労働省とですけれども、事前規制の緩和について議論を、特にその相手方官庁と重ねた経験から言いましても、その事前規制の置いておく大きな根拠としては、将来発生し得るリスクを予防する。例えば、労働者が雇用の面で言えば、ひどい目に遭うようなリスクがあり得るので、それを予防するといったような根拠があるわけで、それはそれで確かに全く否定するわけにはいかないリスクなわけです。

そういう面から言うと、この事前の規制をできるだけ緩和してもらうためには、その代わりそういうリスクがあるとしても、それが事後的に救済されるというような仕組みを整備しておくということが、実は今、去年来我々が進めようとしている事前規制の緩和を促進するための、実は非常に大きな前提条件になってくるということが1点であります。

もう一つは、できるだけ市場メカニズムを通じて、あるいは供給者に対するインセンティブスキームを通じてリスクを回避していく、あるいは提供されるサービス等のクオリティを高めていくという観点から言いますと、特にこの事後チェックの重要な柱であります、情報の開示というものが徹底されることによって、例えば情報を十分に開示しない企業だとか、あるいは開示された情報の内容が、その企業の提供しているサービスのクオリティの低さを示しているというようなことを通じて、顧客がそこから離れていくというような形の市場の規律が働きやすくなるということと、もう一つは法律的な罰則等も含めて、事後の監視・監督の結果、何か問題があった場合にサービスの提供者等に課せられるパニッシュメントが大きければ、それが劣悪なサービスを提供したり、あるいはリスクの大きい事柄を行おうとすることを抑止する力になると。例えば、罰金の額が非常に大きければ、それ自体が事業者に対して経済的損失をたもたすわけですから、そういう損失をもたらさないようにルールを守ろうとか、強い動機付けになってくると。

そういう意味で、1つは事前規制緩和を促進する条件として、それからもう一つは市場メカニズムを通じた、あるいはインセンティブスキームを通じたリスクの軽減、ないしはサービスの質の向上という視点から意味があるということだろうと思えます。

具体的には、さまざまな検討項目があるかと思えますが、大きくは時間の制約もございますので、今回

のワーキンググループでは今、申し上げましたような消費者の選択及び事後的なさまざまな行政処分も含めた監視のための情報の公開を徹底すると。まず、この情報の公開の問題を第一義的に取り上げたいと思います。

2番目には、事後的な、もう既に実際の法律等でさまざまな最低基準等が設けられ、それが守られたかどうかについての監視・監督、あるいは場合によっては罰則というものが実施されているわけですが、それが現在のもので十分なのか、あるいは過度なものがあるかどうかといったような、事後的な監視・監督を通じて、事前に規制を緩和することによって、増大するかもしれないリスクがどのぐらい軽減できるか、それを軽減するための事後的な最低基準がどのようにあるべきかという問題が2番目であります。

3番目は、不幸にして事前に予測されたリスクが、何らかの形で発生した場合、その問題を特に売り手と買い手の間で紛争になる場合があるわけでありましてけれども、その紛争を処理する制度が現在もかなりあるわけですが、現在のもので十分なのかどうかということを検討するということでございます。

まず、最初の情報公開でございますけれども、これは1つは公開される情報の内容、それがどのぐらい深い情報であるべきかということと、企業秘密等との調整をどのように図るかといったような、公開される情報そのものについての検討というものが有り得るだろうということでございます。

もう一つは、そういった情報の公開が、どのように担保されるか、特に制度的に担保されるかという問題であります。例えば、それは任意でできるだけ情報の公開を促すような政策が取られるべきなのか、あるいは何らかの法制度によって強制的に情報の公開を担保する必要があるかどうかといったようなことでございます。それとの関連で、法制化の必要性の議論というものが出てくるかと思えます。

また、公開される情報が、どの程度正確であるかというようなことを、どのような形で担保するのかというような問題。あるいは、特に強制的に情報を公開させるような場合に、その費用をだれが負担するのか、例えば受益者である人たち、消費者だとか、場合によったら労働者といったような人たちが、その費用をどの程度負担するかといったような問題が出てくると思えます。これは、任意の情報公開の場合ですと、企業として情報を公開することに伴うコストが、それによるリターンよりも小さければ、当然自然に情報が公開されるわけですが、強制の場合にはコストとベネフィットの計算上、企業としてはやれないような情報の公開を強制する場合がありますから、その場合のコストの負担をどのようにするかというような問題もあるかということでございます。

2つ目の最低基準の担保の問題は、これも最低基準そのものについての議論、すなわち最低基準がどのような機能を持っていて、またその機能を事前の規制を緩和する場合、強化する必要があるのか、あるいは場合によると、現在の事後的な最低基準がきつ過ぎて、それがさまざまな経済活動の妨げになっていくとすれば、それを緩和する必要があるのかどうか。

もう一つ、この基準の内容については、特に経済がグローバル化している中で、国際的な基準との整合

性を保つということが、大切なポイントになってくるかと思います。これについても、内容と同時に、そういった最低基準がどのような形で担保されるのかということ、すなわち事後的な監視・監督の制度、あるいは期間、それが現在どのように機能していて、それをどのように、例えば事前の規制を緩和するに当たって強化する必要があるかといったようなことが検討対象になるかと思います。

また、これは情報の公開とも関連するわけですが、事後的に何か問題があったときに、それに伴って例えばサービス等の提供者に罰則が適用されることがあるわけですが、そういった罰則自体が実はインセンティブスキームとなって、リスクを軽減する役割を果たし得るわけでありますが、それが十分な抑止効果を持っているかどうかということも検討する必要があるかと思います。

これについては、最初のワーキンググループの際に、事務局から説明された資料等にも、実は過去の議論の中で、例えば最低賃金法等について言えば、その罰則が低過ぎるために、ほとんど実効が上がっていないのではないかといったような議論もあるという指摘もありまして、それ自体が妥当かどうかは別として、もし仮に事後的な監視・監督に伴って、問題があったときに罰則が必要だとすれば、当然それはそういったリスクを軽減するのに十分な抑止効果を持っていなければいけないわけですから、そういった観点からの検討といったものも、特に項目を挙げるが必要になってくるのではないかということでもあります。

3つ目の事後的な紛争処理の問題でありますけれども、これは大きく分けると、まずとりあえずグリーンバンスと言いますか、苦情をどのように取り上げていくかということと、最終的には苦情に基づいて、例えば消費者と生産者、あるいは雇い主と労働者の間の紛争になる場合があるわけですが、それをどのように処理するかという、この両面について制度の実態と、その制度の拡充の必要性等について検討をする必要があるのではないかということでもあります。

なおもう一つ、今、申し上げた3つの点に加えて、それらとの関係で、基準・認証、あるいは資格制度についても、これは今、鈴木委員が御説明になったビジネスとか生活インフラのところで、かなりおやりになる部分もあるようにも思いますので、必ずしもどこまでこれをやる必要があるか、我々のワーキンググループとビジネスとか生活インフラとの住み分けが必要かなと、今お話を伺って思いましたけれども、基準・認証、資格制度等について必要性と、本当にそれが必要だとしたときに、本来果たすべき役割を果たしているかどうかという実効性の問題、あるいは検査だとか検定の内容の妥当性、あるいはそういった制度を、今もどういったところで運用することが適切かというお話がありましたけれども、制度の運用の効率性等について検討する余地があると思います。

本来は、一定のサービスのクオリティーを担保するための基準であるとか認証だとか資格制度であるものが、例えば供給制限的な効果を持っているというような問題があるわけでありまして、その辺のところは検討する必要があるのではないかと思います。

特にこの点については、先ほど申し上げましたような、事後的な監視・監督、情報公開との関連で、事後チェックをきかすための手段として、こういった基準とか認証とか資格が、どのぐらい役に立っているかどうか、例えば事後的に何か監視・監督をした結果問題が起きて、それによって認証が取り消されるというような処分が、サービスの提供者等の行動を実際に変更することができるだけのインセンティブになるかどうかといったようなこと。

それから、基準・認証とか資格とかというものを設けなくても、情報を徹底的に公開すれば、市場の淘汰によって基準・認証や資格に期待されているところの機能が果たせるかどうかといったようなことについても、検討することができるのではないかというふうに思っております。

進め方ですけれども、我々の分野はまだ必ずしもそんなに具体的な 이슈があるというわけではございませんので、例えば去年進めた各分野別に、今、申し上げたような点についてどんな問題点があるかということ、とりあえずヒアリング等を通じてその実態を洗い出し、どんな課題があるかということを押さえる。

もう一つは、我々のワーキンググループの中で、事後チェックルールについての基本的な視点を確定する。すなわち、この事後チェックルールの在り方についての基本的な理念、これをもう一度整理するということと、その中でもう幾つか項目を挙げているわけですが、その項目がすべて同じような重要性で検討されるべきものとも限りませんから、どんなポイントが重要か。もう既に我々の議論の中でも、かなり今、申しました3つの中では、特に情報公開というところが重要なのではないかというような視点も出されておりますが、そういった重点項目を洗い出すということを行いたいと思います。

その上で、期日までの間に中間報告をとりまとめ、少なくとも事後チェックルールについての考え方を整理し、なおその中で早急に具体的に取り上げられるべきものが出てくれば、それについて提言を行うというふうにしたいと思っております。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、御意見・御質問。八代さん、どうぞ。

○八代委員 幾つかポイントがあると思うんですが、2番目の消費者の選択のための情報公開というときに、これは言わずもがなのことなんですが、経営主体を問わず強制するということが大事で、株式会社はもうけ主義だから情報公開が必要だけれども、非営利は要らないんだということをまじめに言う人がいますので、それは経営主体を問わず一律に必要なということを徹底していただく必要があると思います。

ここに書いていないんですが、第三者評価というのも実は非常に重要で、単に情報を公開されても、利用者はそれを十分評価できない面がありますので、医療とか教育ではやられていますけれども、教育の方はもう完全な官製で意味がない。医療の方は、一般には公開しないということで、これも余り意味がないわけで、そういう第三者評価の在り方についても是非議論していただければと思います。

4番の基準・認証、資格の点では、これは鈴木さんの方とかなりぶつかると思いますが、検査、検定の

事業者というものが、実は株式会社はだめなんですね。これももうけ主義だから事業者と癒着するというようなことを言っているわけなんです、そうなりますと公益法人だけにやらせていると、検査水準がものすごく落ちて、時代遅れの技術しか持っていないから、もう新しい技術の事業者を自主的に検査できないという問題が起こっているわけで、ここは是非株式会社の参入というからには、自己認証についてそれをチェックするような民間の組織が必要であると。

この民間の検査、検定会社の意味というのは、仮に問題が起こったときに、共同責任が発生するという事なんです。公益法人は始末書を一発出すだけで済むわけですから、そういう意味で例えば昔から言っていることは、会計監査法人とのアナロジーであって、例えばエンロン問題でアンダーセンが事実上倒産するような形で、こういう検査会社がまさに失敗すればつぶれるんだという下で、本気で検査をするということが実は大事で、これも検査、検定会社のインセンティブということを充実する必要があると思います。

自己認証ということ、本来はもっと重視していくという流れもありますので、そういう面においても御検討いただければと思います。

○鈴木委員 これは、八田主査のでありまして、鈴木と言わないでいただきたいんですけども、八田主査のお考えを聞かないといけませんけれども、このグループは司法改革の視点で取り上げておられるわけですから、問題というのをそう拡大するつもりはなと、だからさっき言いましたように、弁護士独占の中での弁理士の関係というのが違っておるんじゃないかという問題を言っているわけですから。

資格制度について、99年、2000年に、かなり独占資格、必置資格についてかなり膨大な作業をやって、洗ひ上げはやっておりまして、その後ちょっとお留守になっているのが気になっておりますので、是非それは清家委員の方でやっていただきたいというふうに、恐らく八田委員がおっしゃるだろうというふうに考えてお願いしておきます。

○清家委員 まず、鈴木委員のお申し出については、そのような形で留意したいと思っています。

八代委員からの御質問でございますけれども、まず情報公開を経営主体を問わずということは、私どもも是非そのような形で考えていきたいと思っております。

検査、検定について、実は株式会社がなぜだめなのかということについては、既に検討すべき課題として私どもも考えておりますし、会計監査事務所とのアナロジーというようなサジェスションは非常にわかりやすく、我々としても参考になったと思います。

実は第三者評価の問題については、必ずしも十分に最初のワーキンググループでは検討項目として取り上げておりませんので、どうもありがとうございました。それは是非積極的に取り上げさせていただきたいと思っております。

○宮内議長 それでは、次に最後でございますが、規制改革特区ワーキンググループでございます。八代主査からお願いいたします。

○八代委員 規制改革特区については、これまで2回ワーキンググループを行いました。この紙に書いてありますけれども、まず規制改革特区の理念というのを、もう一回きちんと明確にする必要があるのではないか、この明確という意味は、この本会議の名前でプレスに公表するというので、それは第1にここで書いてありますように、経済活性化にあるということで、地域振興策ではないということを明確にする必要がある。これは、マスコミ等とかくごっちゃにされております。

この目的というのは、特定の地域の限定して、実験的に規制改革を実施し、それを将来的に全国に拡大することをねらいにしているということです。

2番目の実現に関して、ここがポイントでありますけれども、地方公共団体が自発的に立案することが1つのポイントで、経済活性化に必要なさまざまな規制に関する特例措置を設けると、あらかじめ国が選択したメニューだけに限定するという手法は取らない。

例えば、医療特区ではこういうことしかしないということを、あらかじめ国が決めるんじゃないくて、あくまでも地方が自発的に、いろんな免除すべき規制の組み合わせを考えてくると。これが一番大きな点であります。

2番目は、免除の対象となる規制は、言うまでもなく何でもいいわけではなくて、何らかの限定が必要なわけですが、その限定の仕方として、例えば単に生命や財産権に関わるものはすべてだめだというようなことを言うと、実質的な意味がなくなってしまうわけで、一律的に排除することなく、可能な限り幅広いものとする、この線引きが非常に難しいわけです。

3番目に、これも大事でありますけれども、国による税の減免や補助金等、従来型の財政措置は用いないということでありまして、ただし勿論この特区においてよい事業が出れば、各省から何らかの補助金をもらうのは構わないわけで、特区であるから自動的に補助金がもらえるというわけにはいかないということでもあります。

4番目に、こういう個別的な規制の特例措置というのは、地方公共団体の責任を持って条例等をつくるような形でやってもらうということで、各省の共同責任にはならないということでもあります。各省の共同責任なら、先ほど清家主査がおっしゃったみたいに、各省は規制は緩和しないわけですから、あくまでも各省の責任自体を免除するような方向で、地方公共団体の責任でやるということが大きなポイントであります。

そういう形で、個性ある地方の自律した発展と活性化で、地域間競争に結び付くということが目的であります。

今後の進め方に関して言えば、できるものが早急に取り組むという考え方もありますが、それでは小さくまとめた特区になってしまうので、できる限り民間や地方公共団体の規制改革のニーズを最大限実現するような、透明性の高い仕組みの構築が必要であると、そのためにはやはり憲法とか行政法の分野に明る

い専門委員が必要ということで、既に福井委員にヒアリングをしまして、明日、安念委員にもヒアリングに来ていただきます。

原則として木曜日にやり、地方公共団体と民間から意見交換を行うと、これはあくまでもどういう特区をつくればいいかということに対しての、情報修習であって、決して事前審査ではないということを明確にしております。

そういうような形で、今後ともワーキンググループは半分をそういう法的な議論、半分はこういう自治体との意見交換という形で充てたいと思います。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、御意見・御質問。よろしゅうございましょうか。神田さんから何か追加ございますか。

それでは、以上各ワーキンググループの御説明をいただきまして、これから中間とりまとめと言いますが、非常に時間が短こうございます。しかもテーマは、今お聞きのように大変大きくて、重いものが一般話まっております。精力的に御議論をしていただき、規制改革に大いに資するものをおつくりいただきたいということで、主査の皆様方、それから資料1のメンバーに加わっている皆様方、大変御苦勞様でございますけれども、何分よろしく願いたいと思います。

外部の期待というものも非常に大きいと思いますし、経済財政諮問会議等との連携というようなことも考えますと、具体的でかつ期日に遅れない形でまとめるということが非常に重要ではないかと思っておりますので、重ねましてよろしく願ひ申し上げたいと思っております。 それでは、最後に事務局から、その他の資料と連絡事項につきまして、宮川室長から願ひいたします。

○宮川室長 お手元の資料3でございます、これは「規制改革推進3か年計画（改定）13年度重点計画事項フォローアップ結果」ということございまして、これは例の1次答申を受けた形での3か年計画の部分でございまして、これにつきましては各省庁の方からヒアリングをいたしまして、きちっとやっているかどうかという精査をさせていただきました。見ていただきますとおわかりだと思んですが、◎というのはきちっとやっていますと、○というのはそのうち一部措置をしていますというものでございまして、これにつきましては、各ワーキンググループの方にも御相談をさせていただきながら採点させていただきました。御参考までということでございます。

次回でございますけれども、今度は少し期間が短くなろうかと思いますが、6月の上旬に是非させていただきたいと思っております。これはまた引き続きまして、ワーキンググループでいろいろ御議論賜っておりますので、そういった辺りの中間の御報告も含めましてまた願ひしたいと思っております。

また、具体的期日につきまして、事務局の方から皆様方の日程を調整させていただきながら決めさせていただきます。よろしく願ひいたします。



○宮内議長 ありがとうございます。何か御発言ございますでしょうか。

それでは、公約通り数分前に終わるということでございまして、以上をもちまして、本日の会議を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。